様式第３号－３

募集主は以下の点について誓約します。

１　募集主又は募集受託者に、職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと。

1. 労働基準法第１１７条及び第１１８条第１項（同法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定（これらの規定が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第４４条（第４項を除く。）により適用される場合を含む。）
2. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５８条から第６２条までの規定
3. 港湾労働法第４８条、第４９条（第１号を除く。）及び第５１条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）の規定、並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定
4. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第４９条、第５０条及び第５１条（第２号及び第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第５２条の規定
5. 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第１９条、第２０条及び第２１条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第２２条の規定
6. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第６２条から第６５条までの規定
7. 林業労働力の確保の促進に関する法律第３２条、第３３条及び第３４条（第３号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第３５条の規定
8. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第１０８条、第１０９条、第１１０条（同法第４４条の規定に係る部分に限る。）、第１１１条（第１号を除く。）及び第１１２条（第１号（同法第３５条第１項の規定に係る部分に限る。）及び第６号から第１１号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第１１３条の規定

２　募集受託者は、１のほか、精神の機能の障害により労働者の募集を行うに当たって必

要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。